

# 金沢市まちなか公共空間活用発信提案事業 募集要領

## 1 事業概要

金沢市では、民間団体・事業者等の創意工夫や活力を取り込み、まちなかの道路・広場・公園等の公共空間の利活用を促進することで、当該空間及び周辺の居心地の向上や賑わいの創出を図り中心市街地の活性化につなげることを目的として、新しい発想でまちなか公共空間の活用を発信・提案する事業を募集し、その実施を支援します。

## 2 応募者の対象

5人以上の活動メンバーで構成されており、事業の運営に関し、適正な会計処理を行うことができる団体。（市内外を問いません。）

※「6 応募資格」に記載のいずれにも該当しないこと。

## 3 提案いただきたい事業

公共空間の利活用促進に繋がる事業で、(1)～(3)のいずれかに該当し、「5 対象施設」に記載の施設を主な会場として実施するもの。

- (1) 市民等の公共空間の利活用を促す事業  
(河川敷や公園で使用できるラグマットやイス・テーブル等のレンタル事業など)
- (2) まちなか公共空間の賑わいに貢献する事業  
(市民参加型ワークショップや音楽、アート、工芸、スポーツ、食文化イベントなど)
- (3) その他公共空間の魅力発信や地域課題の解決に資する事業



(参考) 昨年度の金沢市広場等公共空間活用促進事業での活用例  
町会等の行事やイベントに合わせた取組やダンスやアートなど他団体との連携による出展など

## 4 委託料・対象経費

選考後採択された団体と金沢市で委託契約を締結します。（委託料：最大10万円）

### 【対象経費】

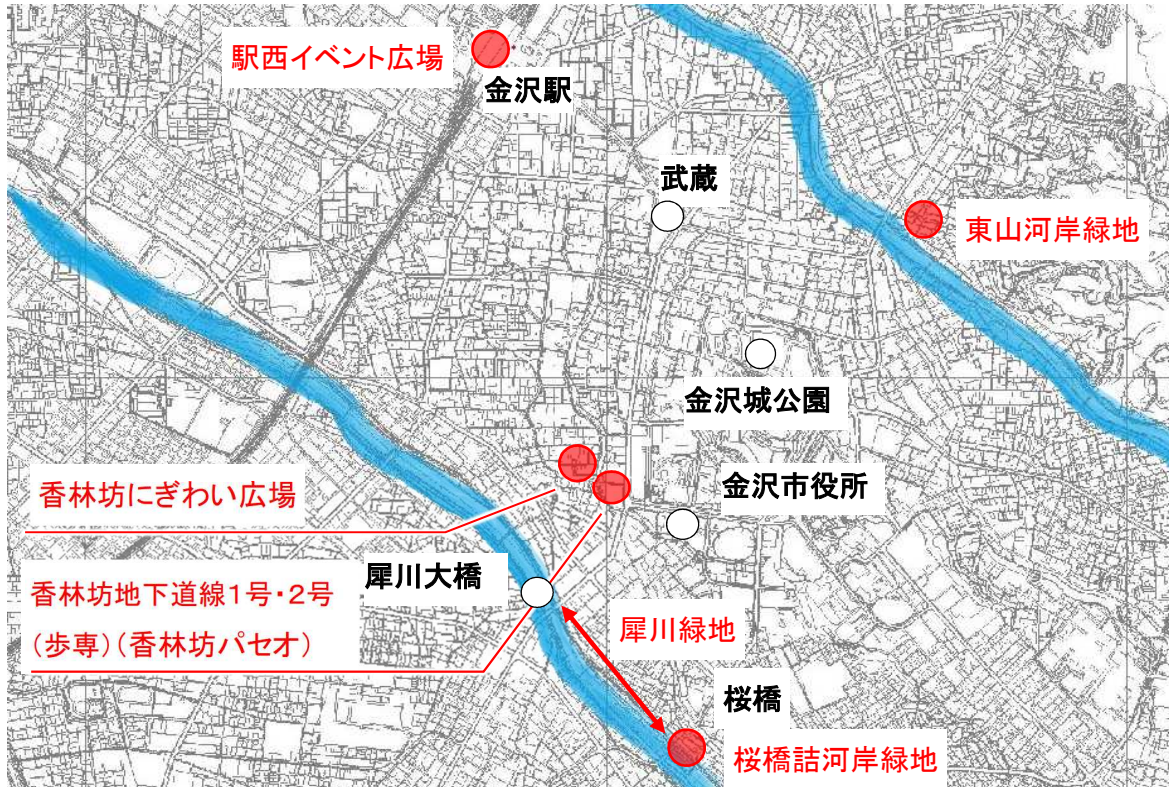
材料費、通信費、会場設営費、印刷費、講師謝礼、交通費（実費相当）など事業実施に必要な費用

### 【対象外経費】

提案する事業と直接関わりのない会合の飲食費や、団体構成員に対する人件費、工事費、備品購入費（ただし、事業実施の上で必要な備品購入については、レンタルやリースによりがたい場合のみ委託料の1/10以内の金額について認めます。）

## 5 対象施設・使用条件

- ①東山河岸緑地
- ②香林坊にぎわい広場
- ③香林坊地下道線1号及び2号（香林坊パセオ）
- ④桜橋詰河岸緑地
- ⑤犀川緑地（犀川大橋～桜橋間）
- ⑥駅西イベント広場



〔東山河岸緑地〕（金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）に基づく占用又は行為申請）

- ① 利用時間（活動時間）は、7:00～20:00 までとします。
- ② 芝生養生のため、芝生部分への移動販売車等の乗入れについては、緑と花の課と事前協議が必要です。
- ③ 近隣住民や観光客など、子どもから高齢者が幅広く利用する公園であることから、芝生の全面占用は避けてください。ただし、ワークショップや交流イベント等による一時的なものについては、協議により、使用できるものとします。
- ④ 火気の使用（たき火、花火、キャンプファイヤーなどの裸火）は禁止します。

〔香林坊にぎわい広場〕（金沢市公園条例（昭和39年条例第8号）に基づく占用又は行為申請）

- ① 利用時間（活動時間）は、7:00～20:00 までとします。
- ② 住居が近接しているため、BGM等の利用については時間帯や音量に配慮ください。
- ③ 火気の使用（たき火、花火、キャンプファイヤーなどの裸火）は禁止します。

〔香林坊パセオ〕（道路法に基づく占用又は使用申請）

- ① 市道（歩行者専用の地下道）であり、イベント等の実施にあたっては、道路法及び関連法令に定める範囲で利活用することとします。

〔桜橋詰河岸緑地〕（金沢市公園条例（昭和 39 年条例第 8 号）に基づく占有又は行為申請）

- ① 利用時間（活動時間）は、7:00～20:00 までとします。
- ② 住居が近接しているため、BGM等の利用について時間帯や音量に配慮ください。
- ③ 火気の使用（たき火、花火、キャンプファイヤーなどの裸火）は禁止します。
- ④ 平常、金沢市立中央小学校芳齋分校（新堅町 3 丁目 25）職員駐車場として利用していますので、平日のイベント等の企画・運営にあたっては、職員駐車スペース（自動車 10 台分程度）を考慮したレイアウトや動線としてください。

〔その他〕

- ① 応募にあたり、可能な範囲で各施設の現状（立地、日常の様子、広さなど）を事前に現地を確認してください。
- ② 法令及び条例等に基づき、各施設での活動に対し必要となる占用料、使用料などは申請団体の負担とします。
- ③ 申請団体が上記使用・占有等を申請する場合、各種手続きについては必要に応じて本市企画調整課が支援します。
- ④ イベント等に伴う汚損や破損などの問題が発生した場合は、速やかに市に報告するとともに、団体の責任で清掃や弁償等の対応を行ってください。
- ⑤ イベント等の実施時の駐車場は、必要に応じて団体が確保してください。また、団体構成員又は関係者であっても、対象施設内に駐車することはできません。（移動販売車を除きます。）
- ⑥ 駅西イベント広場、犀川河川敷の利用については下記を参照ください。

「公共空間使い方ガイド駅前広場編・犀川河川敷編」

[https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo\\_business/toshikeikaku\\_machizukuri/3/11713.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/sangyo_business/toshikeikaku_machizukuri/3/11713.html)

## 6 応募資格

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募資格を有しないものとします。応募以降に該当した場合は、その時点で応募資格を失うものとします。

応募資格の基準日は、「申請書」の申請日とします。

- ① 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等により更正又は再生手続きを開始しているもの
- ② 法人税及び消費税等納付すべき税を滞納しているもの
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者であるもの
- ④ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 8 条第 2 項第 1 号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにその協力者と認められる者であるもの
- ⑤ 政治団体（政治資金規正法第 3 条第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体）
- ⑥ 宗教団体（宗教法人法第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体）
- ⑦ 代表者、役員又はその使用人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条 3 又は第 198 条に違反する容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴の提起された日から 2 年を経過しない者であるもの
- ⑧ 法令等の規定により許認可が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有し



ていないもの

- ⑨ 本市の入札参加有資格者にあつては、一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止措置を受けているもの
- ⑩ 提出された書類の記載事項が虚偽であることが判明したもの

## 7 応募方法

所定の申請書に必要事項を記載し、郵送又は電子メールで送付するか、もしくは持参により提出してください。

## 8 募集期間・審査スケジュール

区分	内容
募集期間	令和5年6月14日（水）～ 令和5年7月14日（金）17時まで （郵送の場合は、当日の消印有効） 申請書は、金沢市ホームページからダウンロードできます。 <a href="https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuchoseika/gyomuannai/1/2/1/24495.html">https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuchoseika/gyomuannai/1/2/1/24495.html</a>
書類審査	令和5年7月下旬（予定）
採択団体数	最大5団体（1団体につき最大10万円）
結果通知	令和5年8月上旬（予定）

## 9 審査基準

提出書類の内容を以下の基準に照らし審査し、採択事業を決定します。

評価基準	評価内容
公益性	多くの市民の共感や事業効果が期待できるか
実現性	日程や場所が現実的で実現性のある内容となっているか
創造性	内容に工夫が見られ、先駆的な要素があるか

## 10 その他留意事項

- ①専ら営利活動を目的とする事業は応募できません。  
（ただし、運営費相当の収益の確保はこれに含めないものとします。）
- ②宗教・政治活動を目的とする事業は応募できません。
- ③団体のSNS等にて積極的な情報発信により、参加者の増加に努めてください。
- ④既に地域や団体で実施している事業でも構いませんが、新しい視点や発展性を盛り込むよう工夫してください。
- ⑤申請内容については審査前に個別ヒアリングをさせていただくことがあるほか、審査の結果採択となった企画でも条件等から内容の一部を変更いただく場合があります。
- ⑥国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体から助成を受ける事業は応募できません。
- ⑦各種アンケートや活動実績調査など本市の公共空間利活用促進に関する取組へのご協力をお願いする場合があります。

**【問い合わせ・提出先】**

金沢市 都市政策局 企画調整課

〒920-8577 石川県金沢市広坂1丁目1番1号

電話：076-220-2031 FAX：076-264-2535

Email：kikaku@city.kanazawa.lg.jp